平成２７年（フ）第４５２２号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―408号
債務者　岩井　秀二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５２９号
大阪市淀川区宮原５丁目６番６―108号
債務者　船木　住江
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３０号
大阪市住吉区遠里小野７丁目１番１号レオパレスネイバーズN103号
債務者　藤田明日香
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１号
沖縄県那覇市字小禄863番地７
債務者　大城　　暁
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９６６号
横浜市南区新川町５丁目32番地　ライオンズマンション吉野町第６　705号
債務者　成田　由美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１号
北海道旭川市末広１条10丁目３番16号　タウンズ末広201号室
債務者　高田　　碧（旧姓田谷）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後４時
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１９号
北海道旭川市東光９条８丁目５番８号　サイレンスコートⅡ　102号室
債務者　遠藤　和也
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３３号
北海道旭川市春光台１条６丁目５番６号　ＭＳＣコーポ２―201
債務者　渡部　俊治
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３４号
北海道旭川市春光台１条６丁目５番６号　ＭＳＣコーポ２―201
債務者　渡部　明美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７０号
北海道旭川市忠和４条８丁目７番６号　シャトレ小沢Ａ　１号
債務者　渡辺　健二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７２号
北海道旭川市大町１条13丁目97番地の55　二幸マンション　６号室
債務者　田中　　洌
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１５７号
大阪市浪速区日本橋東１丁目６番２―602号
債務者　本多由紀子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４６号
大阪府高槻市須賀町48番11号の２
債務者　森田　文昭
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９２号
大阪市城東区今福南２丁目15番５号
債務者　梶**原**　　翠
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３８号
大阪府茨木市西河原２丁目20番34号　モンターニュⅡ　202号
債務者　廣岡由美こと　**廣**岡　由美(旧姓山田)
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部